

これまで、京都支部にご加入している方が特定保健指導の対象者となった場合は、**特定保健指導のご案内と実施を京都支部で行って**おりましたが、原則、**生活習慣病予防健診を受けた所在地の協会けんぽから事業所様へ**ご案内するよう変わります。

例えば、本社が**京都府**（協会けんぽ**京都支部**加入）の  
事業所で、**福岡支社勤務のAさん**



#### 福岡県内で生活習慣病予防健診を受診した場合

- ▶協会けんぽ**福岡支部**から特定保健指導のご案内が事業所(本社)様に届きます。
- ▶特定保健指導の実施も、**福岡支部**で行います。
- ▶事業所様からのお申し出により京都支部で一括してご案内することも可能です。

#### ◀ 事業主様・担当者様、ご協力を！

- 従業員様の健診受診の都道府県が全国にまたがる場合は、原則各支部よりご案内いたします。
- 特定保健指導の京都支部から一括したご案内と利用を希望される場合は、下記までご連絡ください。  
京都支部保健グループ TEL 075-256-8635

対象となったご本人様が  
生活する地域の特性を  
ふまえた健康サポートを  
受けていただくことが  
できます！

